

市町村名	事業名等	対象者・内容等										
与論町	子育て支援制度	<p>★ 与論町の出産,子育てを支援するため,子育て支援金制度ができました。この制度は,子育て支援金を支給することにより,子ども達が将来町の発展を担う人材となるよう健やかに成長し,活気に満ちた町の創造を願い支給される与論町独自の制度です。</p> <p>【支援金を受け取ることができる方】 与論町に住所がある方で,平成23年4月2日以降に生まれた子を養育している場合に受け取ることができます。</p> <p>【支給要件】 養育者が児童の誕生日より前1年以上継続して与論町に住所があり,児童の誕生日から引き続き6年以上与論町に住所があることを確約できる方。</p> <p>【支援金の額と支給の方法】 支援金額を出生時,小学校入学時,中学校入学及び卒業時にそれぞれ分割して支給されます。</p> <table border="0"> <tr> <td>第1子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>第4子</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>第5子</td> <td>700,000円</td> </tr> </table>	第1子	100,000円	第2子	200,000円	第3子	500,000円	第4子	600,000円	第5子	700,000円
第1子	100,000円											
第2子	200,000円											
第3子	500,000円											
第4子	600,000円											
第5子	700,000円											